

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学
一般入学試験（A日程・8月27日分）

試験科目：民法

1. 出題趣旨

事例1の設問1については、売買契約の成立によって本件基本書の所有権は売主Bから買主Aに移転し（民法176条）、売買代金を半額しか支払っていないことは所有権が移転しないことの理由にはならないこと、動産譲渡の対抗要件としては引渡しであるが、占有改定による引渡しも含まれ（民法178条、183条）、AはBに対し、本件基本書を預かってくれるように頼み、Bもこれを承諾したので、Aは、占有改定により本件基本書の引渡しを受けて、動産の譲渡について対抗力を備えたこと、それによって、Aの所有権の取得が確定し、他方、Bは本件基本書について無権利となるから、その後、本件基本書を買ったDは、民法192条に定める即時取得が成立しなければ、本件基本書の所有権を取得できないところ、即時取得が成立するには、前主から動産の引渡しを受けることが必要であり、その動産の引渡しについては、占有改定による引渡しは含まれないから、Dは、本件基本書を即時取得することができないことを答える。

事例2の設問2については、窃盗の被害者であるGは、2年間、盗品の占有者に対し、その物の返還を求めることができ（民法193条）、事例2の事実関係によれば、Gは、Eに対し、花瓶の返還を求めることができること、盗品を同種の物を販売する商人から善意で買った者がその物の返還の請求を受けたときは、支払った代価の弁償を求めることができる（民法194条）ところ、Eは盗品の花瓶を同種の物を販売する商人である骨董業者から善意で買ったものであるから、Gに対し、100万円を弁償しなければ返還に応じることができないと主張することができ、その場合、裁判所は、100万円の支払との引換えに花瓶の返還を命ずることになると答える。

2. 採点実感

設問1は、動産譲渡の対抗要件と即時取得の問題について、設問2は、即時取得した物が盗品であった場合の特則の理解についての基本的な法律問題を問うものであったので、法的問題点については全般的によく把握ができていたといえる。条文の正しい解釈を示した後に、事例に挙げられた事実を的確に取り上げ、条文で示された要件が具体的事例において満

たしていることをきちんと指摘して結論を導いているかどうかによって点数の差が生じた。

3. 学習方法

本問に限っていえば、対抗要件と即時取得の問題、更には即時取得した物が盗品であった場合の特則についての法的問題点については十分理解が進んでいると思えた。民法の教科書を熟読し、各条文をくまなく読み込み、全ての分野において十分な理解をすることが期待される。そして、事例の解決に当たっては、事例で挙げられた具体的事実を的確に取り上げ、条文の解釈で指摘した成立要件を満たしているかどうかを検討する作業が大切であり、事例の中から重要な具体的事実を取り上げることができるように勉強することが重要である。